

保護者各位

沖縄県立島尻特別支援学校
校長 大城 政之
(公印省略)

インフルエンザ罹患に伴う診断書（証明書）の提出と治癒後の登校について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
さて、インフルエンザ流行防止のため、下記のとおりご対応くださいますようお願い致します。
また、ご家庭におきましても、幼児児童生徒の体調管理を十分に行って頂きますようお願い致します。

記

- 1 幼児児童生徒がインフルエンザにかかった疑いやかかった場合
 - (1) 早期の適切な医療受診と家庭での十分な休養
 - (2) 登校開始にあたっては、別紙「インフルエンザ診断書（体温経過表）」の提出
 - (3) 登校前に咳や発熱など、インフルエンザ様症状を認める場合はスクールバスの利用を控える

※インフルエンザについて

インフルエンザは学校感染症の 1 つであり、他の幼児児童生徒への感染防止のため、罹患すると出席停止となります。またインフルエンザの出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に、発症した後 5 日を経過しかつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで（改正後）と定められています。

例 1) 発熱した（0 日目）。翌日受診（1 日目）し、インフルエンザの診断を受ける。処方薬服用の翌日（2 日目）解熱した。その後も熱が上がらない。

⇒5 日目までは休み。発症から 6 日目より登校可。

例 2) 発熱した（0 日目）。翌日受診（1 日目）し、インフルエンザの診断を受ける。処方薬内服したが

なかなか解熱せず、4 日目によく解熱した。その後も熱は上がらない。

⇒発症後 5 日経過、かつ解熱後 2 日を満たす。発症化から 7 日目（幼児は 8 日目）より登校可。

例 3) 発熱した（0 日目）。翌日受診（1 日目）し、インフルエンザの診断を受ける。処方薬内服したが

なかなか解熱せず、5 日目によく解熱した。その後も熱は上がらない。

⇒発症後 5 日経過している。解熱後 2 日を満たす。発症から 8 日目（幼児は 9 日目）より登校可

※詳細は、裏面「インフルエンザ出席停止期間早見表」参照

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後 5 日を経過」し、かつ、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、最低「発症したあと 5 日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります（発症後 4 日目以降に解熱した場合（例 4・5）は、出席停止期間が延期されていきます）。

最低基準	発症した後 5 日を経過	発症日（発症当日 0 日目）	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症した後 5 日を経過した後 6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	幼児登校可		
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	幼児登校可	
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	幼児登校可

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。) 